

主 題	対馬振興局及び壱岐振興局と建設リサイクル法に関する合同パトロールを実施しました		
実施日	平成25年5月20、23日	開催場所	管内建設工事現場
参加人員	対馬振興局7名、壱岐振興局7名及び対馬労働基準監督署3名	主 催	対馬振興局、壱岐振興局

パトロール実施の目的（趣旨）

「分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保」を目的に、毎年2回、全国一斉に開催されているものであり、労働基準監督署は、再生砕石へのアスベスト混入防止の観点から、平成22年10月より共同で取り組んでいます。

パトロールの概要

1．平成25年5月20日、対馬振興局（7名）とともに、個人住宅解体等5現場について合同パトロールを実施しました。

パトロール時には、石綿含有物等の解体作業は認められませんでした。墜落防止措置の徹底、車両系建設機械の旋回範囲内への立入禁止や無資格運転の禁止、熱中症対策等について注意喚起するとともに、自主的安全衛生活動についても確認しました。



2．平成25年5月23日、壱岐振興局（7名）とともに、環境管理センター解体等5現場について合同パトロールを実施しました。

パトロール時には、石綿含有物等あるいは廃棄物焼却施設等の解体作業は認められませんでした。

したが、重機による解体作業時の旋回範囲内への立入禁止や無資格運転の禁止 法面作業における墜落防止措置の徹底 熱中症対策 等について注意喚起するとともに、自主的安全衛生活動についても確認しました。

特に、法面工事における墜落防止措置に関しては、「親綱 2 本方式」や「安全ブロック方式」による 2 重の安全確保をお願いし、また、解体用車両系建設機械については、資格の改正等（7 月 1 日からの）についても周知しました。



3 . 対馬労働基準監督署におきましては、今後も発注機関と連携し、建設業における労働災害の撲滅に一層努めてまいります。各現場におかれましても、現場を再点検していただき、安全最優先での施工をお願いいたします。